毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

所管課(室)名

・歳入の収納事務の委託

学芸文化課

◎ 公 告

・公募型プロポーザルの実施

管 財 課

・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧

漁業振興課農山村振興課

・佐世保農業振興地域の区域の変更

◎ 交通局公告

・契約者等

総 務 課

・一般競争入札の参加者の資格等

//

・一般競争入札の実施

"

◎ 公安委員会告示

・警備員等に対する検定の実施

生活環境課

告 示

長崎県告示第319号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託 したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和4年4月1日

2 受託者の住所及び氏名

熊本県熊本市南区江越1丁目14番10号

株式会社パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣

3 委託事務

パンフレット「壱岐・原の辻遺跡」販売に係る収入金の収納事務

4 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

公募型プロポーザルの実施 (公告)

県南振興局庁舎建設工事に係る設計業務について、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和4年4月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務概要

- (1) 業務名 県南振興局庁舎建設工事に係る設計業務
- (2) 業務内容 基本設計及び実施設計
- (3) 業務場所 長崎県諫早市永昌東町174番1の一部
- (4) 履行期間 契約日から令和6年1月12日まで
- (5) 業務規模 プロポーザル説明書(I プロポーザル要項 2 業務規模)に示す規模とする。
- 2 参加資格

- (1) 設計JVに関する要件
 - ① 構成員数は、2者とする。
 - ② 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計JVの構成員及び協力事務所を兼ねていないこと。
 - ③ 各構成員の出資比率は、20%以上とする。
- (2) すべての構成員に関する要件
 - ① 「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」(昭和53年長崎県告示第975号)第2により入札参加資格者名簿(有効期限:令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)において、コンサルタント登録の業種に建築士事務所(一級)として登載している者であること。なお、入札参加資格を有しない者で、プロポーザル参加を希望する者は、一般競争参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)を提出し、参加表明書の提出期限までに競争参加資格を有する旨の通知を受けなければならない。
 - ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - ③ 参加表明書の提出期限の日から見積決定までの間において、長崎県知事から指名停止又は指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
 - ④ 参加表明書の提出期限の日以前6か月から見積決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは 不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこ と。
 - ⑤ 見積決定までにおいて、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (3) 代表構成員に関する要件
 - ① 平成24年4月1日から令和4年3月31日までに業務が完了した延床面積(増築の場合は、増築部分の延床面積)が6,500㎡以上の庁舎又は事務所の新築又は増築に係る設計業務(設計意図伝達業務(平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第三号による。以下同様とする。)を除く。)を元請けとして行った実績を有すること(設計JVによる実績は、出資比率30%以上の実績に限る。)。なお、実績には国外に設置された庁舎又は事務所の設計業務で同等と認められるものを含む。
 - ② 平成24年4月1日から令和4年3月31日までに業務が完了した延床面積(増築の場合は、増築部分の延床面積)が6,500㎡以上の庁舎又は事務所の新築又は増築に係る設計業務(設計意図伝達業務を除く。)を元請けとして行った実績(当該設計業務の契約期間のうち、過半の期間において設計業務に携わった者に限る。)を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること(設計JVによる実績は、出資比率30%以上の実績に限る。)。なお、実績には国外に設置された庁舎又は事務所の設計業務で同等と認められるものを含む。
 - ③ 設計 J V における出資比率は、その他の構成員の出資比率を上回ること。

3 審査

(1) 審査方法

審査は、県南振興局庁舎建設工事に係る設計プロポーザル審査委員会において行う。審査委員の氏名は、 プロポーザル説明書に記載する。

① 一次審査

設計者選定の手続きに参加する設計 J V からの参加表明書に基づき、下記の選定基準により優秀な参加者を5者程度選定する。実施時期は、令和4年6月上旬から中旬までの予定。

選定結果は、審査後1週間以内に文書で通知する。

選定された参加者に対しては、技術提案書の提出の要請を行い、ヒアリングの実施を通知する。

② 二次審査

7(3)の期間に提出された技術提案書及びヒアリングの結果に基づき、下記の特定基準により、最も優れた提案者を特定し、併せて次点も選出する。実施時期は、令和4年8月上旬から中旬までの予定。 特定結果は、審査後1週間以内に文書で通知する。

(2) 審査基準

一次審査(選定基準)

評価項目		評価事項	配点
①事務所の体制、実績	組織体制、業務実績 (基礎的審査)	有資格者数、業務実績数を評価	40点
②担当チームの経験等	管理、主任技術者 (基礎的審査)	管理、主任技術者の経験年数、業務実績数、受賞 歴件数を評価	60点
③同種・類似業務等の実績	同種・類似業務等の実績 (専門的審査)	設計理念を反映した業務実績及び県南振興局の設 計業務に活かせる業務実績の成果は優れているか を評価	50点
④業務の実施方針 (専門的審査)	県南振興局庁舎整備に関する考え方を評価	100点	
	(専門的審査) 	業務実施のための組織体制を総合的に評価	25点
		手持設計量も勘案し、作業スケジュールを総合的 に評価	25点
評価点の合計			300点

二次審査 (特定基準)

評価項目		評価事項	
見積額	見積書 (客観的審査)	本設計業務を実施するうえでの見積額の多寡を 評価	
特定テーマ	特定テーマ(専門的審査) 下記内容に対する技術提案を総合的に評価 ① 機能 ② 将来の変化への適応性 ③ 防災拠点及び危機管理機能 ④ 省エネルギー・省資源及びライフサイクルコスト 低減 ⑤ 庁舎建築デザイン及び周辺環境への配慮	・提案内容の独創性、独自性や魅力・所定の施設計画としての妥当性、現実性、技術的信頼性など(提案者の企画力、技術力等を総合的に評価)	

- ※ 二次審査においては、一次審査の評価点も加え評価する。
- ※ 二次審査(特定基準)の配点は、一次審査の選定者に対し技術提案書の提出要請と同時に通知する。

4 契約の締結

最も優れた提案者と本設計業務についての契約締結の交渉(見積執行)を行う。その提案者との契約が成立 しない場合は、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

実施時期は、令和4年8月下旬の予定。

- 5 関係資料の配布期間、場所及び方法
- (1) 公告及びプロポーザル説明書は、下記に示す長崎県のホームページに掲載する。

ホームページアドレス: https://www.pref.nagasaki.jp/section/kanzai/index.html

https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/index.html

(2) 公告、プロポーザル説明書及び技術資料のデータをCD-ROMにより、①に定める期間、②に定める場所で配

布を行う。なお、郵送による配布を希望する場合は、書留により、②宛てに返信用封筒(定形外角2の大きさのもので、645円の切手を貼り付けたもの。)を同封して請求すること。

- ① 期 間 令和4年4月26日(火)から令和4年5月18日(水)まで(長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ② 場 所 長崎県総務部管財課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話095-895-2186 FAX095-895-2553

- 6 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間
 - (1) 提出方法 持参又は郵送(書留)とする。なお、郵送(書留)の場合は、到着を確認すること。
 - (2) 提出先 5(2)②に同じ。
- (3) 提出期間 令和4年4月26日 (火) から令和4年5月19日 (木) まで (休日等を除く。) の午前9時から 午後5時まで (郵送の場合は、上記提出期間内に必着のこと。)
- 7 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間
 - (1) 提出方法 持参又は郵送(書留)とする。なお、郵送(書留)の場合は、到着を確認すること。
 - (2) 提出先 5(2)②に同じ。
- (3) 提出期間 令和4年6月9日(木)から令和4年7月22日(金)まで(休日等を除く。)の午前9時から 午後5時まで(郵送の場合は、上記提出期間内に必着のこと。)
- 8 一般競争参加資格審査申請書の提出先

長崎県土木部監理課建設業指導班

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話095-894-3015

- 9 プロポーザルの中止
 - (1) 参加表明書の提出が1者の場合は、本プロポーザルを中止する。
 - (2) 技術提案書の提出要請に対し、技術提案書を提出する者が1者の場合は、本プロポーザルを中止する。

10 その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関 (WTO) 協定の一部として、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の 附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) 詳細は、プロポーザル説明書による。
- 11 問い合わせ先

5(2)②に同じ。

12 Summary

- (1) Official in charge of the procuring entity: Kengo Oishi, Governor of Nagasaki Prefecture
- (2) Subject matter of the contract: Design of the Nagasaki Prefectural Ken' nan Development Bureau
- (3) Time-limit to express interests: 5:00 P.M. 19 May 2022
- (4) Time-limit the submission of proposal: 5:00 P.M. 22 July 2022
- (5) Point of Contact: Property Administration Division, General Affairs Department, Nagasaki Prefectural Government 3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570 JAPAN TEL 095-895-2186

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(公告)

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年4月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免796番地1

田渕 輝明

長崎県松浦市鷹島町船唐津免1032番地1

吉永 忠敏

(2) 加入区

鷹島阿翁加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 新松浦漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免637番地

新松浦漁業協同組合

佐世保農業振興地域の区域の変更(公告)

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、佐世保農業振興地域の区域を次のとおり変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、当該変更に係る関係図面を長崎県農林部農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年4月26日

長崎県知事 大石 賢吾

地域名	地 域 の 範 囲
佐世保	佐世保農業振興地域のうち、図面の赤色で囲んだ部分に該当する土地の区域を農業振興地域から除外
農業振興地域	する。
(佐世保市)	対象地区:佐世保市母ヶ浦町

交通局公告

契約者等 (公告)

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和4年4月26日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 購入品目及び予定数量

軽油 907キロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)

(住所) **〒**850-0043 長崎市八千代町 3-1

(電話) 095-822-5141

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年3月31日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

(氏名) 南国殖産株式会社 長崎支店 支店長 大江 正一郎

(住所) 長崎県長崎市茂里町1番46号

5 随意契約に係る購入単価

134,730円 (1キロリットル当たり単価 (消費税含む))

6 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

一般競争入札の参加者の資格等(告示)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年4月26日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量 軽油 1,492 キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) 当該軽油を確実に納入できない者
 - (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
 - (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
 - (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める資格(以下「県資格」という。)を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項のカのみを審査する。
 - (3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日(以下「基準日」という。)、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
 - (ア) 売上高当期利益率
 - (イ) 固定長期適合率
 - (ウ) 流動比率
- カ 当該軽油を確実に納入しうること (様式第4号から様式第8号まで)。
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期
 - この告示の日から令和4年5月20日まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

- (3) 申請書の提出方法
 - ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書(様式第1号)に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- (ア) 誓約書
- (イ) 委任状
- (ウ) 印鑑届(様式第3号)
- (エ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明(供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで)
- (オ) 直近の決算書の写し
- (カ) 県からの資格審査結果通知書の写し
- イ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書(様式第2号)に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- (ア) 誓約書
- (イ) 財務関係明細書
- (ウ) 営業概要書
- (工) 委任状
- (オ) 法人にあっては登記簿謄本
- (カ) 個人にあっては次のa及びb
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明 書
- (中) 県税に関し未納がないことを証する証明書
- (ク) 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- **(ケ) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し**
- (コ) 印鑑届(様式第3号)
- (サ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明(供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで)
- ② 直近の決算書の写し
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文 を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 - (住所) **〒**850-0043 長崎市八千代町 3-1
 - (名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)
 - (電話) 095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第8号)により通知(郵送)する。

- 6 資格の有効期間
 - この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
 - (1) 競争入札参加者の資格を有する者が $2 \, \sigma(1)$ 又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施(公告)

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。 令和4年4月26日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品名及び数量 軽油 1,492キロリットル
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による
 - (3) 納入期間

令和4年6月1日から令和4年8月31日まで

- (4) 納入場所
 - ア 長崎営業所(長崎市八千代町3-1)
 - イ 矢上営業所(長崎市田中町384-1)
 - ウ 長与営業所(西彼杵郡長与町高田郷721-2)
 - 工 諫早営業所 (諫早市貝津町1492-1)
 - 才 大村営業所 (大村市松山町489-13)
- (5) 一連の調達契約に関する事項
 - ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期 軽油 1,452キロリットル 令和4年8月頃
 - イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付 令和4年2月8日
- (6) 入札の方法

入札は、1キロリットル(1,000リットル)当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める 期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者で ないこと。
 - (3) 軽油調達に関する令和4年4月26日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示(令和4年4月26日付け 長崎県公報第11114号搭載)に定める資格を得ていること。
 - (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合わせ先

- (住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- (名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
- (電話) 095-822-5141

(提出期限)令和4年5月20日

- 4 入札参加条件 次の条件を満たしている者であること。
 - (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
 - (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
 - (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
 - (住所) **〒**850-0043 長崎市八千代町3-1
 - (名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)
 - (電話) 095-822-5141
- 6 契約条項を示す場所
 - 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付方法
 - (期間) 令和4年4月26日から令和4年5月20日(県の休日を除く。)
 - (場所) 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等
 - (提出場所) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)
 - (受領期限) 令和4年5月26日午後5時00分
 - (提出方法) 直接又は郵送 (郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。) で行うこと。
- 10 入札の場所及び日時等
 - (場所)長崎県交通局本局3階第2研修室
 - (日時) 令和4年5月27日 午前10時30分
 - 開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

- ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上 締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくす る契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

- ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を 締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上 締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくす る契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
 - 入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
 - 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の 入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (II) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程(昭和47年交通局企業管理規程第10号)第7条の規定に基づいて作成された 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関 (WTO) 協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
 - この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: light oil 1,492KL
- (2) Delivery period
 - From June 1st, 2022, to August 31, 2022
- (3) Delivery place
 - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
 - b) Yagami Office Nagasaki City, Tanaka-machi, 384-1
 - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
 - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
 - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
 - No later than May 26, 2022
- (5) Date and time for the opening of tender:

10:30 May 27, 2022

(6) Contact point for the notice

The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau

Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1

Tel 095-822-5141

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第21号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月26日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

- 1 検定を行う警備業務の種別及び区分 交通誘導警備業務1級
- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員
 - (1) 日時

令和4年7月28日(木)午前9時から午後6時までの間

(2) 場所

福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(3) 検定予定人員

10人

3 受検資格

受検資格は、長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を 受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 長崎県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 4 検定試験内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急 の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急 の措置に関すること。
 - (3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実 技試験を行わない。

- 5 検定申請の手続
 - (1) 申請期間、申請先等

二番

号

申請期間	申請時間	申 請 先
令和4年5月9日(月)から同月 18日(水)まで。ただし、土曜日 及び日曜日を除く。		申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。 また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者 本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

- イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - (ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - (イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書 面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、 住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該 営業所に属することを疎明する書面 1 通
- ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- エ 次に掲げるいずれかの書面 1通
 - (ア) 3(1)の受検資格に該当する場合は、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)に 該当する者であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書など)
 - (イ) 3(2)の受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した 書面
- オ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横 の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- 6 検定手数料及び納付方法
 - (1) 検定手数料

14,000円

(2) 納付方法

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

- 8 その他
 - (1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

(2) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

(3) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参(各受検者への貸与ロッカー有り。)する こと。

- (4) 問合せ先
 - ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係(警備業担当)(電話 095-820-0110 内線3185)

株式会社クイックプリ

弥卜